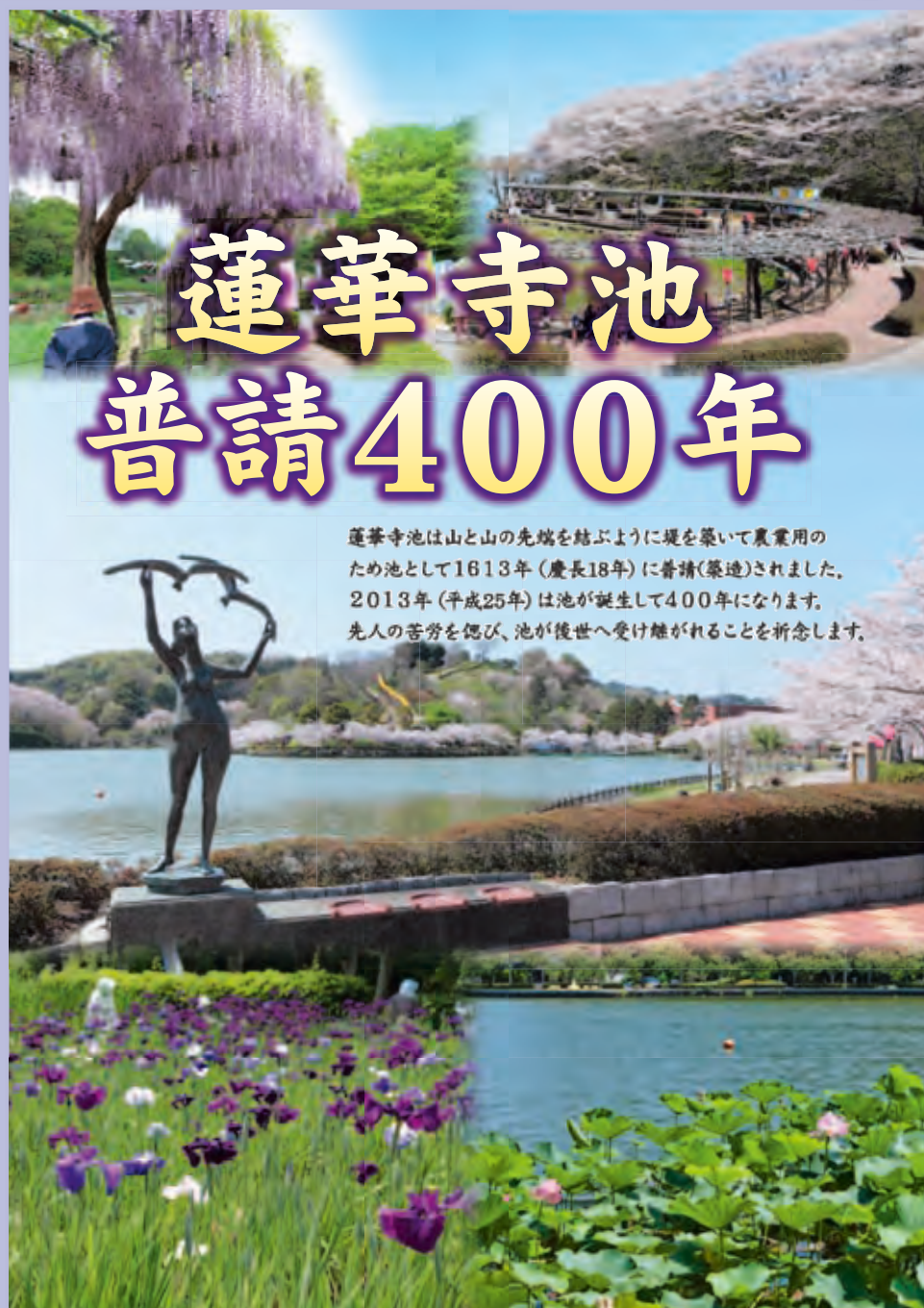


藤枝法人会報



No. 95

平成25年6月発行

発行所 公益社団法人 藤枝法人会 藤枝市藤枝4丁目7-16 (藤枝商工会議所 2F)
TEL (054) 643 - 8410 FAX (054) 645 - 1310
E-mail svc-merit@fujieda-houjinkai.or.jp
URL <http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>



めざします 企業・団体の繁栄と社会への貢献

会 員
募集中

会長就任のご挨拶

～お役に立つ法人会を目指して～

公益社団法人藤枝法人会

会長 牧田 和夫



法人会会員様及び税務ご当局を始めとする関係機関様には、日頃から法人会活動にご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

去る、5月28日に開催されました「第1回定時総会」におきまして、会長にご推挙賜り就任することになりました牧田でございます。

鈴木梅二郎前会長におかれましては、大変厳しい経済環境が続く中において、5期10年という間、当法人会の会長として、藤枝法人会の充実と発展に大きな力を発揮されただけに、その後を担うことに身が引き締まる思いとその責務の重大さを痛感しているところであります。

会員の皆様方や役員の皆様方のご協力並びに税務ご当局や関係機関様のご支援、ご指導を賜りながら、微力ではありますが誠心誠意、全力で取組む所存であります。

尚、ご退任されました鈴木梅二郎会長をはじめ、役員の皆様方の藤枝法人会へのご功績に感謝申し上げますとともに、後を継ぎました私共役員は、歴代の先輩役員の名に恥じぬよう、更に会員、地域のための藤枝法人会を目指して参りますので、今後ともご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、藤枝法人会は、昭和24年に創立され、昭和57年2月には社団化し、以来64年余り藤枝税務署管内を事業エリアとして、税務ご当局のご支援をいただきながら、良き経営者を目指すものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献することを理念に活動してまいりました。

さらに、公益法人制度改革に伴い、「公益社団法人藤枝法人会」として4月1日より新たな第一歩を踏み出したところであります。

当法人会を取り巻く環境は依然として厳しい状況ではありますが、これまでの歴史、伝統、実績を踏まえ、更に社会への貢献を充実するため、引き続き「税」を中心とした公益的な事業を行っていく所存であります。

結びにあたりまして、これまで以上にご理解、ご支援ご協力をお願い申し上げますとともに会員企業、そして皆様方の益々のご発展を祈念いたしまして、会長就任の挨拶とさせていただきます。

藤枝法人会は公益社団法人への移行認定を受けました

当法人会は、平成24年10月12日に静岡県公益認定等委員会より公益法人として認定基準に適合している旨、静岡県知事に答申がなされ、3月19日付で静岡県知事より「認定書」の交付を受けました。

これを受けまして、平成25年4月1日付で登記が完了し、「公益社団法人藤枝法人会」として新たな一歩を踏み出すこととなりました。

本会はこれを励みとし、長きにわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心に活動してきたその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織でありつづけるよう、より一層努力邁進していく所存でありますので、今後ご支援ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人藤枝法人会 第1回定時総会開催

総会終了報告

とき：平成25年5月28日（火）

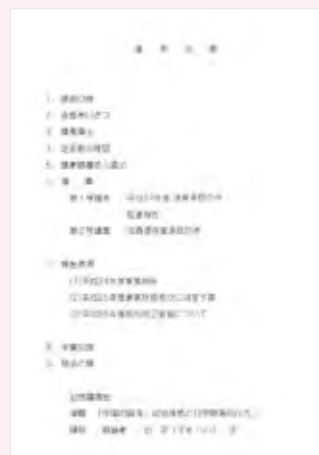
会場：ホテルアンピア松風閣



鈴木会長あいさつ



ご来賓の皆様方



牧田新会長あいさつ

公益社団法人藤枝法人会 第1回定時総会を、5月28日（火）ホテルアンピア松風閣を会場に、会員151名の出席のなか、藤枝税務署長 影山孝之様、静岡県藤枝財務事務所長 鷺山壽一様、東海税理士会藤枝支部長 大石康夫様をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り開催致しました。

議案は、第1号議案、第2号議案、異議なく承認可決され終了し、任期満了により5期10年会長を務めた鈴木梅二郎氏が退任し、後任に牧田和夫氏が就任しました。

最後に、ご来賓を代表して影山藤枝税務署長様、鷺山静岡県藤枝財務事務所長様、大石東海税理士会藤枝支部長様の3名の方々にご祝辞をいただきました。

記念講演会には、一般参加の聴講者も加わり、講師に評論家 石平（せき へい）氏をお迎えし、「中国の経済・政治情勢と日中関係の行方」と題してご講演いただきました。（本誌P10～P14に記事掲載・ホームページ講演放送局にもアップ中）

平成24年度 事業報告

自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日

I. 概 況

法人会の基本方針に則り、会員のみならず一般の方々に対して「税に関する研修相談事業」「経営支援事業」「税制提言事業」「社会貢献事業」などの各種活動を展開しました。また、本会・青年部会・女性部会一体となって「組織の強化」「財政基盤の拡充」に取組みました。

また、重要課題でありました公益法人制度改革への対応につきましては、平成24年5月24日開催の第31回通常総会で公益申請決議を経て、7月11日に静岡県に公益認定申請を行い、10月12日には静岡県公益認定等委員会より公益社団への移行認定が答申され、3月19日付けで静岡県知事より「認定書」の交付を受け、平成25年4月1日に「公益社団法人 藤枝法人会」として新たにスタートいたします。

II. 主な活動は次のとおりです。

<公益関係>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税法・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税法・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施し、税知識の普及による納税意識の高揚に努めました。

(2) 税務・税法の普及広報事業

税務・税法に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、藤枝法人会報 No92・No93・No94 の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」春号・夏号・秋号・新年号を配布しました。

e-Tax の利用拡大につきましては、藤枝税務署と連携強調をとりながら、本会が開催する会議、研修会、講演会、会報を通し、積極的利用を呼びかけました。また当会ホームページ上にも e-Tax 等のバナーを設置し一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めました。

(3) 租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施しました。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しました。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施しました。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申しました。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施しました。

(2) 地域社会への貢献事業

①「藤まつり」イベント参加

②「いちごプロジェクト」推進

③ 地域福祉団体「おのころ島」への協賛

<共益関係>

1. 会員の福利厚生等に資する事業

(1) 財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U 損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし法人会の福利厚生制度の推進に努めました。

(2) 地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストしました。

(3) 中小企業向け貸倒保障制度の推進をしました。（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

(4) 簡易保険払込制度の利活用をしました。

2. その他法人の目的を達成するための事業

(1) 会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めました。

- ①協力弁護士制度
- ②広告チラシ同封配布サービス
- ③講演放送局
- ④ネットで学習eラーニング「らくらく仕事塾」
- ⑤法人会提携ローン
- ⑥ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑦会員企業優遇サービス
- ⑧「早割電報」紹介サービス
- ⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」

(2) 組織の充実・強化

組織基盤強化のために、平成24年度会員拡充推進計画を立て、本会・支部役員・各部会が一体となり会員増強運動を展開しました。その結果、3月末における会員数は3,056社となりました。

(3) 諸会議の開催

- ①定時総会の開催
- ②理事会の開催
- ③各委員会の開催
- ④その他必要な会議の開催

(4) 法人会相互の連絡協調

- ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
- ②東海法人会連合会との連携
- ③公益財団法人全国法人会総連合との連携

3. 管理関係

(1) 新定款や新諸規程の整備

(2) 事務運営体制等の充実

4. 表彰関係（順不同・敬称略）

(1) 平成24年度公益財団法人全国法人会総連合 功労者表彰

（公社）藤枝法人会 副会長 ㈱アンビ・ア 代表取締役社長 松永勝裕

(2) 平成24年度一般社団法人静岡県法人会連合会 特別功労役職員表彰

（公社）藤枝法人会 常任理事 ㈱柳屋本店 代表取締役社長 村松武児

(3) 平成24年度一般社団法人静岡県法人会連合会会長表彰

< 功労法人表彰 >

㈱飯田電機	代表取締役社長	飯田敏之
㈱イケブシ	代表取締役社長	池谷光晴
大一運送㈱	代表取締役会長	山本雅義
㈱平安閣	代表取締役社長	園田博夫
ホンダモーター藤枝販売㈱	代表取締役社長	渡邊博文
㈱松浦恒産	代表取締役社長	松浦正秋
良知樹園㈱	代表取締役社長	良知正浩

< 会員たる法人の役職員表彰 >

㈱赤阪鐵工所	取締役執行役員総務本部長	鈴木明雄
㈱カネヤマ水産	取締役	増田明美
近藤建設工業㈱	専務取締役	近藤友一
丸石㈱	専務取締役	大石格之助
㈱山田組	取締役総務部長	足立藤夫

(4) 平成23年度県連単位会表彰 < 当法人会関係 >

< 会員増強表彰 >

- ①会員増強努力賞（前年比1社以上）
- ②努力賞（65%以上を3年間維持）

貸借対照表

平成25年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	27,830	46,817	△ 18,987
普通預金	12,838,898	11,343,896	1,495,002
流動資産合計	12,866,728	11,390,713	1,476,015
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	38,000,000	38,000,000	0
基本財産合計	38,000,000	38,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	10,378,150	9,702,512	675,638
社会貢献活動引当資産	1,000,000	1,500,000	△ 500,000
減価償却引当資産	3,300,000	1,966,510	1,333,490
事務改善引当資産	3,000,000	2,500,000	500,000
制度改革対策引当資産	0	2,460,000	△ 2,460,000
周年行事引当資産	5,000,000	5,000,000	0
部会周年行事引当資産	850,000	750,000	100,000
特定資産合計	23,528,150	23,879,022	△ 350,872
(3) その他固定資産			
車両運搬具	197,883	395,765	△ 197,882
什器備品	155,658	257,389	△ 101,731
電話加入権	72,800	72,800	0
その他固定資産合計	426,341	725,954	△ 299,613
固定資産合計	61,954,491	62,604,976	△ 650,485
資産合計	74,821,219	73,995,689	825,530
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	86,136	0	86,136
預り金	85,207	85,261	△ 54
未払法人税等	71,000	0	71,000
流動負債合計	242,343	85,261	157,082
2. 固定負債			
退職給付引当金	10,378,150	9,702,512	675,638
固定負債合計	10,378,150	9,702,512	675,638
負債合計	10,620,493	9,787,773	832,720
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	-	-	-
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	64,200,726	64,207,916	△ 7,190
(うち基本財産への充当額)	(38,000,000)	(38,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	(13,150,000)	(14,176,510)	(△ 1,026,510)
正味財産合計	64,200,726	64,207,916	△ 7,190
負債及び正味財産合計	74,821,219	73,995,689	825,530

平成25年度 事業計画

自 平成25年4月1日

至 平成26年3月31日

I. 基本方針

「法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献する」という基本指針に則り、会員はもとより広く一般に向けた税知識の普及と納税意識の高揚に努めるとともに、刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るために各種講演会・研修会の開催、また会報やホームページを通じて企業経営に求められる知識や情報を提供していきます。

また、新公益法人制度化においても、長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきたその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって様々な活動を展開していきます。

II. 主な事業計画

<公益目的事業>

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

(1) 税法・税務に関する研修会・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、税法・税務を中心とした研修会・講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施します。

(2) 税務・税法の普及広報事業

税務・税法に関する研修会・講演会・セミナーの充実を図るとともに、「藤枝法人会報」の発行・配布及び全法連機関紙「ほうじん」を配布します。また当会ホームページにより一般の企業及び市民に対する税務の普及啓発活動に努めます。

(3) 租税教育事業

次世代を担う児童や生徒に税金への理解と関心を深める目的で、小学生対象の夏休み親子税金教室、大学生対象の租税教室を実施します。また、小学生対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施します。

(4) 税制改正への提言事業

①全法連において、全国の中小企業に租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な課税、税制・税務に関する提言を行うため、全国各法人会から税制に関する要望意見を取りまとめて、税制改正の提言を決議し、法人会全国大会で発表後、関係機関等に対し要望活動を実施します。

②会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、当会にて作成した税制要望アンケートを実施し、税制に関する意見要望を取りまとめ、一般社団法人静岡県法人会連合会、公益財団法人全国法人会総連合に上申します。

2. 地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(1) 講座・講演会・セミナー事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営、法律、文化・教養等をテーマとした講演会・セミナーを、専門的知識を有する講師により実施します。

(2) 地域社会への貢献事業

①地域イベント「藤まつり」への参加

②家庭における使用電力15%節電を目指した「いちごプロジェクト」の推進

③地域福祉団体への協賛

＜収益事業等＞

1. 会員の福利厚生等に資する事業

- （１）財政基盤強化のため、大同生命保険株式会社、A I U損害保険株式会社、アメリカンファミリー生命保険会社と連携を密にし法人会の福利厚生制度の推進に努めます。
- （２）健康は会社の原動力になることから、地元医療機関（藤枝平成記念病院・西焼津健診センター・志太医師会検診センター）と提携し会員の健康管理をアシストします。
- （３）中小企業向け貸倒保障制度の推進（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）
- （４）簡易保険払込制度の利活用

2. その他法人の目的を達成するための事業

（１）会員支援事業

以下の、会員サービスのPR、利用促進に努めます。

- ①協力弁護士制度
- ②広告チラシ同封配布サービス
- ③講演放送局
- ④ネットで学習 e ラーニング「らくらく仕事塾」
- ⑤法人会提携ローン
- ⑥ウィークリーメールマガジン「社会・経済のうごき新聞（通称：どっと読む）」の無料配信
- ⑦会員企業優遇サービス
- ⑧「早割電報」紹介サービス
- ⑨インターネットでセミナー受講「セミナーオンデマンドサービス」

（２）組織の充実・強化

極めて厳しい社会・経済状況下ではありますが、組織基盤の充実のために平成25年度会員拡充推進計画を立て、本会・青年部会・女性部会一丸となって会員数純増に努力します。

（３）諸会議の開催

- ①定時総会の開催
- ②理事会の開催
- ③各委員会の開催
- ④その他必要な会議の開催

（４）法人会相互の連絡協調

- ①一般社団法人静岡県法人会連合会の事業運営への協力
- ②東海法人会連合会との連携
- ③公益財団法人全国法人会総連合との連携

3. 管理関係

- （１）新定款や新諸規程の適正な運用
- （２）事務運営体制等の充実

平成 25 年度収支予算書

自 平成 25 年 4 月 1 日
至 平成 26 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,600	11,000	△ 3,400
基本財産受取利息	7,600	11,000	△ 3,400
特定資産運用益	4,400	6,800	△ 2,400
特定資産受取利息	4,400	6,800	△ 2,400
受 取 会 費	20,733,000	21,450,000	△ 717,000
正会員受取会費	20,415,000	21,450,000	△ 1,035,000
賛助会員受取会費	318,000	—	318,000
事 業 収 益	4,850,000	5,360,000	△ 510,000
研修事業収益	600,000	560,000	40,000
広報事業収益	1,000,000	1,000,000	0
福利厚生事業収益	1,150,000	1,800,000	△ 650,000
会員親睦事業収益	2,100,000	2,000,000	100,000
受 取 補 助 金 等	10,603,500	10,692,700	△ 89,200
受取県連補助金	52,000	252,100	△ 200,100
受取全法連助成金	10,551,500	10,440,600	110,900
受 取 負 担 金	1,144,000	1,131,000	13,000
青年・女性部会受取負担金	1,144,000	1,131,000	13,000
雑 収 益	552,500	502,500	50,000
受 取 利 息	2,500	2,500	0
雑 収 益	550,000	500,000	50,000
経常収益計 (A)	37,895,000	39,154,000	△ 1,259,000
(2) 経常費用			
事 業 費	33,438,000	35,262,143	△ 1,824,143
給 料 手 当	12,715,200	13,910,200	△ 1,195,000
退職給付費用	158,820	660,086	△ 501,266
福利厚生費	1,810,150	1,860,600	△ 50,450
会 議 費	3,000,000	3,370,000	△ 370,000
旅費交通費	985,900	1,064,400	△ 78,500
通信運搬費	2,686,000	2,438,200	247,800
減価償却費	156,083	265,457	△ 109,374
消耗什器備品費	61,810	26,580	35,230
消 耗 品 費	1,102,550	1,104,400	△ 1,850
修 繕 費	17,660	17,720	△ 60
保守点検費	247,240	203,780	43,460
印刷製本費	2,627,810	2,577,520	50,290
燃 料 費	105,960	88,600	17,360
賃 借 料	1,120,527	1,134,966	△ 14,439
保 険 料	94,300	84,440	9,860
諸 謝 金	1,900,000	1,760,000	140,000
租 税 公 課	26,490	43,414	△ 16,924
支払負担金	2,240,000	2,135,000	105,000
支払寄付金	5,000	5,000	0
委 託 費	592,450	908,600	△ 316,150
会 場 費	389,000	470,000	△ 81,000
電算関係費	88,300	88,600	△ 300
リ ー ス 料	485,650	558,180	△ 72,530
支払手数料	680,950	442,100	238,850
雑 費	140,150	44,300	95,850
管 理 費	4,717,629	5,065,688	△ 348,059
給 料 手 当	1,684,800	1,789,800	△ 105,000
退職給付費用	21,044	84,932	△ 63,888
福利厚生費	239,850	239,400	450
会 議 費	1,000,000	1,000,000	0

(単位：円)

科 目	当年度予算額	前年度予算額	増 減
旅 費 交 通 費	35,100	45,600	△ 10,500
通 信 運 搬 費	117,000	193,800	△ 76,800
減 価 償 却 費	20,682	34,156	△ 13,474
消耗什器備品費	8,190	3,420	4,770
消 耗 品 費	99,450	102,600	△ 3,150
修 繕 費	2,340	2,280	60
保守点検費	32,760	26,220	6,540
印刷製本費	8,190	7,980	210
燃 料 費	14,040	11,400	2,640
賃 借 料	148,473	146,034	2,439
保 険 料	11,700	10,260	1,440
租 税 公 課	3,510	5,586	△ 2,076
諸 会 費	400,000	450,000	△ 50,000
支 払 負 担 金	350,000	350,000	0
委 託 費	17,550	68,400	△ 50,850
渉外慶弔費	120,000	120,000	0
電算関係費	11,700	11,400	300
表 彰 費	80,000	100,000	△ 20,000
リ ー ス 料	64,350	71,820	△ 7,470
支 払 手 数 料	76,050	39,900	36,150
新聞図書費	145,000	145,000	0
雑 費	5,850	5,700	150
経常費用計 (B)	38,155,629	40,327,831	△ 2,172,202
当期経常増減額 (A - B)	△ 260,629	△ 1,173,831	913,202
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0	0	0
固定資産売却損	0	0	0
固定資産減損失	0	0	0
災 害 損 失	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 260,629	△ 1,173,831	913,202
法人税、住民税及び事業税	71,000	71,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 331,629	△ 1,244,831	913,202
一般正味財産期首残高	62,963,085	64,207,916	△ 1,244,831
一般正味財産期末残高	62,631,456	62,963,085	△ 331,629
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	10,551,500	10,440,600	110,900
受取全法連助成金	10,551,500	10,440,600	110,900
一般正味財産への振替額	△ 10,551,500	△ 10,440,600	△ 110,900
一般正味財産への振替額	△ 10,551,500	△ 10,440,600	△ 110,900
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	62,631,456	62,963,085	△ 331,629

HPでの情報公開

当会ホームページ

<http://www.fujieda-houjinkai.or.jp>

にて情報公開しております



講演会

中国の経済・政治情勢と 日中関係の行方

.....
評論家

石 平 氏

◇出口の見えない減速期に入った中国経済

皆様ご存じのように、最近中国の経済成長率が減速しています。中国の成長率がピークに達したのは2010年の第1四半期で、そのときの成長率が11.9%という驚くべき成長率だったんですが、2011年の第1四半期には9.7%に下がり、2012年の第1四半期にはさらに下がって8.1%。そして今年の第1四半期には、とうとう8%台を切って7.7%になったんです。実は、この数年間に、成長率だけでなく、いろんな側面から見て、中国経済が結構冷え込んでいることがよくわかります。

1つは、中国の自動車市場の変化です。中国国内の自動車販売台数がアメリカを抜いて世界一になったのが2009年。この年、中国国内の自動車販売台数の伸び率は46.2%という信じられないほどの高い伸び率だったんですが、2010年になりますと32.4%まで下がり、2011年にはいきなり3%まで下がったんです。去年はやや回復したものの、それでも4.3%でした。つまり2009年、2010年のような急成長の勢いは完全に止まってしまったということがわかりますね。

もう1つ、実は製造業の中で一番深刻な状況なのが鉄鋼産業です。大手鉄鋼メーカー80社の2012年の平均利益が、2011年と比べて98%減少したという話です。皆さん企業の経営者の方が多いだろうと思いますが、利益が98%減になったらどういうことになるか。恐らく破滅的な状況なのではないかという話です。

◇「二台の馬車」の成長戦略とその限界

どうして落ち込んでしまったのかを説明する前に、そもそも今まで数十年間にわたる中国の高度成長は一体どういうものだったのかということをお話したいと思います。これを説明するための1つのキーワードが「二台の馬車」という言葉です。中国の国内の専門家たちが、今まで数十年間にわたる中国の高度成長のモデルを説明するときによく使う言葉なんです。1つは対外輸出の継続的拡大です。もう1台



は何かというと、国内の固定資産投資の継続的拡大です。

2010年までの数十年間において、中国経済全体の成長率は大体10%前後だったんですが、1990年代の末にWTOに加盟して以来、2010年までの約十数年間において、中国の対外輸出の毎年の伸び率は大体25%以上でした。中国製のものが世界中でシェアを拡大して、国内の雇用を生み出し、それで何とか中国経済の成長を引っばってきたという話ですね。

もう1つ、国内の固定資産投資の変動を見ても、やはり同じような調子です。2010年までの中国経済全体の成長率が10%前後だったのに対し、2010年までの30年間における中国国内の固定資産投資の伸び率は、毎年25%から30%と異常に高いんですよ。簡単に言えば、今まで数十年間にわたる中国の10%前後の高度成長を引っばってきたのは、まさにこの2つの25%以上の伸びだったわけですが、このような経済成長の構図の中で、何が足りないかといいますと、それはすなわち消費です。よく、中国市場は大きいと言われるかもしれませんが、マクロ経済的に見れば、実は中国経済は、今まで数十年間、ずっと国内の慢性的な消費不足、内需不足に悩まされてきています。

個人消費率という数字を見れば、すぐわかります。日本の場合は大体60%前後だろうと思います。アメリカはもう少し高く大体70%前後。それでは中国の個人消費率はどうか。なんと去年の実績は37.5%でした。異常に低いんですよ。要するに、中国経済の6割は国民の消費に回ってないんです。この63%の経済は一体どこにあるかといいますと、さっき申し上げました投資ということです。これこそが中国経済成長の典型的パターンです。

消費が不足している一番大きな理由は、やっぱり貧富の格差ですよ。この数十年間経済が成長してきた中で、大金持ちが輩出している一方、大半の国民が貧困化しているんです。西南財経大学の「中国家庭金融調査と研究センター」の調査によりますと、実は中国の全家庭の約55%が、ほとんど貯金を持っていないということです。これでは当然内需不足でしょう。要するに、中国はこれまで外需の拡大で何とか経済の成長を引っばってきたんですよ。

しかし、そういう形で長く経済成長をやってくると、中国経済の対外依存度がますます高くなります。日本の場合はGDPに占める輸出の割合がはいぜい10数%ですが、中国は27%を超えています。日本経済以上に世界経済の変動に弱い体質になっているわけです。

◇「札の濫発」によって支えられた高度成長の正体

もう1つの問題点。国民の大半があまりお金を使わないという話ですが、中国で最近よく言われる冗談の1つに、「今年の3月までに、中国で一番よくお金を使ったのは温家宝さんだ」というのがあるんです。皆さんご存じのように、温家宝さんは2003年から今年の3月まで、10年間中国の総理大臣をやりました。彼の経済成長を維持するやり方は実に簡単です。切り札は1つしかない。要するに政府による財政出動です。ちょっとでも経済成長率が落ちれば、中国銀行からお金を大量に引き出して、それを原資にして財政出動をやる。さっき申し上げた公共事業投資の拡大に使う。これ一発でいつでも景気が回復できたわけです。

2008年のリーマンショックによる世界同時不況は、中国経済にもかなり大きな影響を与えました。2008年の段階で、既に対外依存型の経済になっていました。しかし、世界同時不況で、昔のように中国のものを買わなくなった。結果的に、2009年には中国の対外輸出が大幅に減り、中国の成長率が大幅に落ちてしまったわけです。

実は、2009年の第1四半期の中国の成長率は6.1%と、今以上に落ちたんです。そのとき温家宝政権はどういう対策を打ち出したかということ、やっぱり財政出動です。日本円にして57兆円ですよ。そのお金がどう使われたかということ、ほとんど公共事業投資に使われて、一発で景気回復できたんですよ。2009年に、日本の新聞でも大きく報じられたでしょう。世界同時不況の中で、唯一中国だけが景気回復できた。簡単な話、要するにお金を出したからという話ですよ。一事が万事このようなやり方で、温家宝さんはずっと経済の運営をしてきたんです。中央銀行の総裁は温家宝さんの部下ですから、電話一本すれば、お金はなんぼでも出してくれますよ。中央銀行のお金が底をついたらどうするか。それでも温家宝さんは全然困らない。造幣局の局長も彼の部下ですから（笑）、電話一本で札はなんぼでも刷ってくれる。造幣局に無制限に札を刷らせて、中央銀行から湯水のように供給してもらって、それを原資に財政出動をやって、公共事業投資をやれば、一発でいつでも経済が成長できたんです。

◇ジレンマに陥っている中国政府の経済運営

しかし、結果的に公共事業投資が過剰になってしまうんですよ。それから、公共事業投資をやりすぎると、つられて

企業も設備投資をばんばんやるんですが、これまた過剰投資になるんです。中国の鉄鋼産業は、この数年間で莫大な設備投資をやった結果、年間10億トンの鉄鋼をつくれるようになったんですが、需要はせいぜい7億トンですから、3億トンは全く余計な投資になっています。中国では最近「産能過剰」と言われています。

中央政府が財政出動で公共工事をやれば、地方政府もみんな同じことをやるわけですが、地方政府は中央政府のように中央銀行に命令することはできないわけです。結局銀行から借金して公共事業投資をやるんですよ。それで、最近中国国内でみんな危機感を持っている問題の1つが、地方政府の債務危機という話です。中国の各地方政府は今、人民元にして大体20兆元の債務を抱えている。全国の地方政府の財政収入を合わせても、せいぜい6兆円ですよ。6兆円の収入を得て20兆元の債務を抱えているような話で、場合によっては金融危機がそこから生じてくるという問題が1つあるわけです。

実は、温家宝さんたちの経済運営から生じてきた投資過剰とか債務危機よりも、さらに深刻な問題が「流動性過剰」です。要するに、中央銀行から発行されて市場に流通しているお金の量があふれすぎたという話なんですよ。お金というのは、本来何の価値もないんです。企業の生み出した付加価値以上に、つまり実体経済のサイズ以上に、中央銀行から余りにも多くのお金が発行されて流通するのが流動性過剰。いわば肥満症ということですね。中国では今、大変な流動性過剰が膨らんできています。今年3月に中国国家統計局が公表した数字によりますと、2012年の年末の段階で、市場に流通しているお金の量は103兆円です。去年の中国のGDPは52兆円ですから、お金だけがその倍以上流通しているわけです。

この流動性の増え方もすごいんですよ。温家宝さんが総理大臣になる前の2002年に中国国内で流通していたお金は、たったの16兆円だったんですが、彼が退陣する前の年には103兆円と、6倍以上に膨らんでいます。これでは当然お札の価値が減るでしょう。逆に言えば物の価値が上がること、すなわちインフレです。

中国では、まさに2009年の年末からインフレが始まります。2009年11月の消費者物価指数は、たったの0.6%だったんですが、2009年12月にはいきなり1.9%に上がる。それでインフレが始まるんですよ。今回のインフレがピークに達したのは2011年の8月で、そのときの消費者物価指数は6.4%。大変なインフレだった。その中でも上昇率が特に激しかったのは、食品ですよ。米とか野菜とか豚肉の上昇率が、2011年の夏の段階で、大体毎月十数%。深刻なインフレですよ。そういう状況に大変な危機感を覚えたのも、やっぱり当時の温家宝の政府でした。

中国では、この数十年間経済が成長してきた中で、金持ちがさらに大金持ちになるんです。しかし反面、多くの国民が経済成長から取り残されて、貧困層の裾野が広がっています。中国で貧困層がどれぐらいいるかというと、都市部だけでも1億5,000万人というのが政府の発表です。ただし、中国国内の常識では、政府の発表した悪い数字は大体「掛ける2」が正しいという説があるんですよ（笑）。掛ける2したら3億人。しかし、生活の実感からしてもそうなっていますよ。北京とか上海の高層ビルの地域をごらんになると、すごく繁栄しているように見えるんですが、昔の路地裏にでも入ってみたら、びっくりするような貧困の生活が今でもあるんですよ。この層の人々は、今でもぎりぎりの線で生活しているのに、2011年の夏の段階のように、食品を中心に物価が毎月10数%上がっていくような状況が続けば確実に食べていけなくなります。

あの国で、もしも3億の人々が食べていけなくなったらどうなるか。まあ、確実に革命が起こるでしょう。政権が一発で吹っ飛ばされるかもしれません。政府は、そうなることを何よりも危惧していますから、何とかしてインフレを押さえつけなければならないわけです。方法は1つしかない。要するに金融引き締め政策です。1つは銀行の金利を上げて市場に流通しているお金を銀行に吸収させること。もう1つは銀行から出るお金を止めてしまうことです。実は中国政府は、2010年の秋から去年の春先まで、かなり厳しい金融引き締め政策を実際にやったんです。その結果インフレは多少落ち着いて、今年4月の中国の消費者物価指数は2.4%になったんです。

問題は、この金融引き締め政策が実施される中で、いろんな副作用が生じてきて、中国経済は大変なダメージを受けて経済成長が大幅に落ちたんですね。

1つは、この数年間で中小企業の経営が完全にだめになったんです。今、中国の国民経済の6割を支えているのは民間の中小企業です。しかし、政府が金融引き締め政策をやってしまうと、銀行からお金が中小企業に回ってこない。結果的に、2011年と2012年の2年間、中国全国で中小企業の倒産ラッシュが起きたんです。

さらにもう1つ、金融引き締め政策をやった結果、2011年と2012年の2年間、中国国内の公共事業投資も大幅に減ったんです。また、不動産投資も大幅に減るんです。金融引き締め政策で銀行が貸してくれなくなるからですね。そもそも金融引き締め政策の中で、公共事業投資が減り、今度はまた不動産投資も減ってしまうと、それまで中国経済の成長を引っばってきた投資の拡大という1台の馬車が力を失って、結果的に中国経済減速の1つの理由をつくったんです。

さっき説明したように、もう1台の馬車は輸出の拡大です。実は2011年、2012年、中国の対外輸出も大幅に減った

んです。2010年までは、中国の対外輸出は毎年25%以上の率で拡大できた。それは労働力が安かったからなんです。それが、2009年の年末からインフレが始まってからこの数年間で、中国国内の人件費が大幅に上がったんですね。結果的に、2010年まで毎年25%以上の伸びで拡大してきた対外輸出の伸び率が、2011年には20%ぐらいに下がり、さらに2012年になりますと7.9%まで下がってしまう。

要するに、2011年、2012年の2年間で、それまで中国経済を引っばってきた投資の拡大と輸出の拡大という2台の馬車が一斉に力を失ってしまったんです。この数年間の中国経済減速の理由は、まさにここにあるわけです。今後は、輸出にしても投資にしても、そう簡単に昔のような高い成長を維持できるはずがないんです。恐らく、今後中国にとってかわって輸出が伸びる国が、東南アジアの中にあるんです。要するに世界の工場が移ってしまうという話ですね。

実は、中国共産党の機関紙である人民日報の5月27日の記事によりますと、「中国政府がかつてのような大型の財政出動をすることはもうあり得ない」と言っています。この論調からしても、中国政府が昔のように大盤振る舞いの財政出動をやって経済成長を維持していくということは、もう不可能です。結論的に言えば、今後この2台の馬車の成長戦略は、もう無理ということです。中国経済の高度成長はもう終わってしまったという話になるわけですね。

さて、皆さんご存じのように、今年の3月、温家宝さんにかわって新しい政府ができて、李克強さんという人がこれから総理大臣をやるわけですが、彼は恐らく一番苦労するでしょう。高度成長を維持していくための切り札がもうないんです。全部温家宝が使っちゃったんですから。簡単に言えば、2012年を1つのターニングポイントとして、今まで数十年間続いた中国の高度成長はもう終わったんです。恐らく中国国内でも、みんな大体同じような認識をしています。

さて、それでは今後中国経済がどうなるかといいますと、最近中国国内の専門家たちがよく使う言葉の1つに「低・中成長期」という言葉があります。要するに、昔のような10%前後の高度成長はもう終わった。今後は低成長期か、あるいは中成長期の時代に入らだろうという認識です。それじゃ、一体どれぐらいの成長率の時代になるのか。そこはいろいろ意見の分かれるところですが、共通した意見として、10%の成長もないだろうということは、もうだれでもわかっています。恐らく彼らの言うとおり、今後低成長期か中成長期の時代に突入していくことになるだろうと私も思っております。

日本の視点からすればですよ、5%の成長でも今の日本よりましじゃないかという話になるんですね。しかし、それはあくまでも日本から見た視点であって、そう簡単な話じゃないんです。もし中国の成長率が大幅に下がって、例えば5%成

長の時代になっただけでも大変なことが起きるだろうと思います。

中国政府は、2年前、1つ経済運営の目標を掲げたんです。中国語で「保八」と書くんです。要するに、どんなことがあっても8%以上の成長率を維持しなければならない。それが当時中央政府が掲げた経済運営の最高方針でした。しかし、2011年には、どう考えても8%は維持できなくなるということで、数値目標を多少引き下げて、7.5%の成長率を目標にしているんです。

どうして毎年の成長率が7.5%以上でなければならないのか。実はそれは、中国政府が中国社会全体の安定維持という視点から割り出した数字であって、要するに毎年の成長率が7.5%以上でなければ中国社会全体の安定が維持できないという話なんです。どうして7.5%以上でなければ維持できないのか。例えば2011年を見ればすぐわかります。2011年には、中国の成長率は9.4%だったんですよ。このとき中国国内でどういうことが起きたかという、小さな騒動事件とか大きな暴動事件とか、あるいは抗議デモとか、そういう事件が全国で18万件起きたんです。平均して1日500件、どこかで暴動とか騒動が起きているんです。

1つの問題は、さっき申し上げました貧富の格差ですよ。この数十年来、貧富の格差が拡大していく中で、多くの庶民が経済成長から取り残されて、ますます貧困化していく。一般の庶民からすれば、権力と結託して利権構造をつくり上げて、悪いことをやった連中は金持ちになった。自分たちは権力と関係ないから貧乏になったんです。「全ては権力が悪い」という話。ですから、何かあるたびに、みんな警察とやりたがる。あるいは市役所を包囲する。それが恐らく1つの大きなものだ。

もう1つ、今後ますます深刻になるであろう問題に、「流動人口」というのがあるんです。文字どおり、定職とか安定した生活基盤を持たず、あちこち流れて生活の糧を求める人々のことです。今流動人口になっている人の80%以上はいわゆる「農民工」、要するに出稼ぎ労働者です。ただ、日本の出稼ぎ労働者と違うのは、彼らは、もう農村には帰れないんです。耕す土地もないですから。ほぼ永久に、都市部を点々と流れて職を求めていく。今、中国に流動人口はどれくらいいるか。今年の3月に政府が発表した数字によりますと、2億3,000万なんですよ。今の中国では、日本の総人口より1億多い人々が、定職を持たずしてあちこち流れる生活をしているわけです。

実は、今までこの2億3,000万人の流動人口に生活の糧を与えてきたのは、大体2つの産業部門です。1つは公共工事の建築現場。もう1つが中国沿岸地域の輸出向け産業です。しかし、さっきの話のとおり、今後低成長期になっただけで、公共事業投資も減る、不動産投資も減る。輸出も昔の

ように伸びることはないとするれば、今後数年間の展開によっては、この2億3,000万人の流動人口のかなり多くの人々が職を失ってしまう。田舎に帰ることもできないから行き場を失ってしまう。しかも、農民工の人々は差別されていて、都市部ではほとんど人間扱いされてないんです。ふだんから憤懣とか不満を持っていますので、彼らが1つの流れとなって爆発したら大変なことになる。

◇習近平政権はどこへ向かうのか

今後、高度成長が止まって社会が不安定になってしまったら、中国政府はどう対処するかとなりますと、当然政治の話になるんですね。皆さんご存じのように、今年の3月に習近平さんが国家主席になって、今習近平政権ができています。この習近平政権が、今後中国を一体どういう方向へ持っていくのかということになります。

実は、習近平が党の総書記に就任してからここ半年間、ほとんど毎日のように唱える言葉があるんですよ。それは「民族の偉大なる復興」という言葉です。最近「中国夢」とか名づけています。要するに「昔の中国は偉かった」ということです。近代以前の中国は、アジアの中心であり世界の中心でもあった。「民族の偉大なる復興」というのは、近代以前の中国の栄光ある地位を取り戻す。すなわち偉い中華帝国の復興という話なんです。このスローガンだけ見ても、習近平政権は、完全にナショナリズムというものを前面に打ち出した政権だということがわかります。さらに問題なのは、この「民族の偉大なる復興」をどうやって達成するのか。習近平さんが最近出しているもう1つのキーワードが「強軍」です。「強い軍隊をつくらなければ」とよく言っています。

つまり、習近平政権は、前の胡錦涛政権とは全く違った性格の政権になるということです。胡錦涛政権時代は、建前では一応「平和的大国」を方針にしていたんですよ。しかし習近平の時代になりますと、このスローガンは完全に消えて、そのかわりに「強軍政治」ですから。彼にとって大きな問題は、1つは中国の国内問題です。今後高度成長が止まってしまうと、国内の混乱がますます高まってくる。そうなったとき、どうやって国内をまとめていくか。彼からすれば、ナショナリズムしかないんですね。場合によっては、ナショナリズムの旗印のもと、対外的危機をつくり、それで何とか国内の難局を乗り越えようと。習近平の政権はそういう方向に行く可能性が十分あります。

◇尖閣問題のゆくえと日中関係の今後

そうなりますと、当然日中問題にも関係してくるんです。尖閣問題はこれからどうなるか。結論から言えば、習近平政権のもとでは、もう尖閣問題は終わらないです。

最初にこの問題が発生したのは去年の9月でした。このと

き日本の野田政権は国有化に踏み切った。当時の中国は、まだ胡錦涛政権だったんですが、その国有化に対して猛反発したんです。しかし、国内では一応反日デモをやったりして猛反発したんですが、日本に対して軍事的挑発とか、そういう行動に出ることはあまりなかったんですね。

ところが、習近平政権になってからは、日本に対する圧力とか威嚇行為がますますエスカレートしてきています。例えば、尖閣上空の領空を侵犯したり、レーダー照射なんかやったり、最近では潜水艦もあの付近の海域をうろうろしています。はっきり言って、彼らは日本の領土問題を沈静化するつもりはないんです。むしろ拡大化する方向に行くでしょう。恐らく彼らは長期戦のつもりで、今後1年も2年も3年も続けていくと思います。

そういう意味では、日中関係は、2012年をターニングポイントとして完全に変質したんです。もう昔のように何もなかったような時代には戻らないですよ。だからといって、日中間で戦争が起きる可能性があるかという、恐らくそういうことはないと思います。皆さんご存じのように、アメリカ政府は一貫して「尖閣諸島は日米安保条約の適用対象である」と強調しています。もし中国が尖閣に軍事的攻撃を仕掛けた場合は、アメリカ軍が出動するかもしれないという話です。それだけでも中国にとって、かなり大きな抑止力になるんです。しかし、先日中国の巡視船が尖閣諸島の領海に入ってきたでしょう。恐らくこの手は今後も彼らは使うんですよ。2、3日ごとに巡視船を日本の領海に入れることによって、尖閣に対する日本の実効支配を徐々に切り崩していこうという方針です。逆に言えば、日本としても、これから長期戦に備えなければならないわけです。今後中国と日本は、本当の戦争にもならないし、関係改善もそう簡単にはならないという、いわば冷戦時代が続くのだらうと思います。

◇「敬遠中国」のすすめ

さて、そこで日本企業としては今後中国ビジネスをどう考えたいかということですが、これはあくまでも私の個人的な意見ですけど、以前よりもっとリスクの面を考えなければならぬ時代が来たのではないかと思います。先ほど、2012年は日中関係にとって1つのターニングポイントになったと申し上げましたが、2012年より前の時代、日本の企業にとって、中国ビジネスがリスクよりもメリットが多かったとするならば、今後は逆にメリットよりもリスクのほうが高くなる時代になると思います。さっき言ったような、日中関係そのものが対中国ビジネスのリスクになるんです。

もう1つのリスクは、中国が今後どうなるのか、中国人にすらわからないということです(笑)。例えば、最近中国のマスコミでよく取り上げている問題の1つに、移民ブームというのがあります。今の中国では、近代史上第3回目の海外移民ブームが起きているんです。しかも、この主力は、ほとんど金持ち、エリート階層なんです。調査によりますと、中国の大富豪の大体27%が海外に移住していて、あとの47%も今移民している最中だと。要するに、大半の金持ちが今選んでいる道が、中国から脱出することなんです。彼ら自身が今後の中国に漠然とした不安を持っているわけです。

日本企業もくれぐれも気をつけたほうがいいと思います。もちろん今の時代、中国と全くつき合わないというのは難しいですね。しかし、つき合うにしても、リスクのことを十分に意識して、ほどほどにつき合うのがいいんじゃないかなと。むしろ日本のこれからの活路は、国際戦略にしても経済戦略にしても、多少中国大陸を敬遠して、中国大陸周辺の国々と連携を強めたほうが日本のためにもなるのではないかと私は思っております。



2013 松風閣 サマーディナーショー

7/17(水) ザ・ワイルドワンズ
¥16,000



ホテルアンビア松風閣

焼津市浜当目海岸通り星が丘 〒425-0012

TEL 054-628-3131

<http://www.syofukaku.com>

蓮華寺池普請400年を迎えて

※普請（ふしん）とは築造の意

■はじめに

藤枝で人の集まる場所といえば、蓮華寺池公園は間違いなく上位にあげられるでしょう。年間120万人以上の人が、行楽や散策、健康維持、ボランティア活動など様々な目的でこの公園を利用しています。朝は日の出前から、夜は9時を過ぎても人の姿は絶えません。休日はもちろんですが、平日であっても多くの人々がそれぞれのスタイルで楽しんでいます。これほど多くの人々をひきつける魅力とは何でしょうか。やはり公園の中心施設である蓮華寺池のもたらす効果が大きいと思われます。水辺はストレスを軽減する効果があるといわれており、街中であるにもかかわらず大きなリフレッシュ効果が得られるスポットなのです。



■蓮華寺池は人工の池

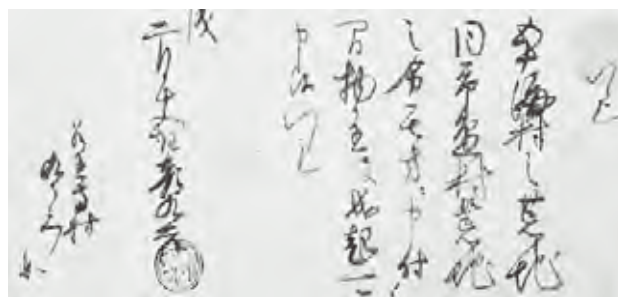
蓮華寺池の広さは約4.8ha、周囲の長さは約1.5km、水深は約2m、形状は、金魚が泳ぐ姿に似ているという人もいます。

この蓮華寺池が人の手で築かれたものだということは、以外に知られていません。時を経るうちに、周りの山々の自然に溶け込み、まるで最初からそこにあったかのようなたたずまいをみせているからでしょうか。永い時間は、池が超常現象によって誕生したという伝説まで生み出しました。

池が完成したのは1613年（慶長18年）今からちょうど400年前、灌漑用のため池として築造されました。歴史の主な動きには、1600年の関ヶ原の戦い、1614年の大阪冬の陣、1616年の徳川家康の死去などがあげられます。

築造に携わったのは、五十海（いかるみ）村、市部

（いちべ）村、若王子（にやこうじ）村の3村で、駿府町奉行彦坂九兵衛の許可を受け、若王子村内の田畑三十六石余をつぶし、3年近くをかけて完成させました。若王子村には代替地として五十海村と市部村の一部が与えられました。もちろんこちらは伝説ではなく、文書として記録が残されています。



以上
五十海村之荒地
同市邊村之荒地
之分其方 二 申付候
間物主に成起可
申候以上
戊
二月十五日彦九兵衛
若王子村
九郎三郎
参

彦坂九兵衛が代替地開発を若王子村名主へ命じた文書（藤枝市藤枝 成瀬家文書）

■なぜ池は必要とされたのか

五十海・市部両村の近くには、葉梨川という川が流れていましたが、河床が低く灌漑用水としては用を足さず、3～4kmはなれた瀬戸川から水を引いていたため、用水路の末端にある両村は常に上流部の村々の都合に左右される米作りを余儀なくされていました。

ため池があれば、日照りへの備えができますし、当時行っていた、麦と水稻の二毛作を効率よく行えます。初夏、麦が収穫されるとすぐに田を耕し、水を引き込んで稲を植え付けていましたが、田植えに適した時期は限られており広範囲で行われる田植えの際には、極めて短期間に大量の水が必要となります。市部・五十海の両村では田植えに最適な時期を逃さないよう、蓮華寺池に溜めた水を一気に放水することで、広範囲の田に短時間で水を引き入れられるようになりました。

■蓮池から蓮華寺池へ

蓮華寺池の蓮華とはハスの花のことで、初めのころは蓮池と呼ばれていました。

また、池の奥まったところには古くより蓮池山蓮花寺（れんちざんれんげじ）というお寺があり、いつしか「蓮花寺ため池」や「蓮花寺池」と呼ばれるようになりました。蓮花寺のほかにも蓮生寺というお寺がすぐ近くにあり、もともとこのあたりに蓮が多く生えていたことに由来するものと思われます。

蓮花寺は時代が下ると池の東側に移りましたが、今はお寺は絶えてしまい、お地蔵さまが名残をとどめるのみです。

また、江戸時代までは「蓮花寺池」と表していましたが、明治以降は「蓮華寺池」と書かれるようになりました。



（蓮華寺池東側 蓮花寺のあった場所）

■池の歴史は争いの歴史

いつの世も、人々は生活することに対し必死です。厳しい年貢の取り立てに対し、少しでも米の収穫量を上げようとする人々の思いが、時に村と村の対立という形であらわれることがあり、蓮華寺池もたびたびその舞台となりました。その多くは、水源としての池を守ろうとする者たちと、池を埋め立てて少しでも耕作地を増やし収入を得ようとする者たちとの対立でした。

このうち明治2～3年にかけての争いは、領主からの埋め立て命令が出されたことに端を発しており、池の埋め立てはほぼ決定していました。

当時は明治政府が成立したばかりで、廃藩置県が行われる前でしたので、静岡藩がこの辺を治めていました。藩の水利や塩づくり、開墾等を指揮する役職にあったの

が松岡萬（まつおかむつみ・よろず）という人で、彼の命令により埋め立てが進められようとしていました

農業には、ため池の水が不可欠とする五十海村と市部村の人々は、何とか計画を中止してもらおうと、松岡のところの名主を送り説得にあたりました。時代は明治になったとはいえ、領主の命令に逆らうことなど許されない時代であり、異を唱えることは文字通り命がけでした。何度かの嘆願の末、松岡は工事の中止を決定し、池は存続することとなりました。この顛末は命をかけて池を守った名主達の勇気と、すでに決定した計画を撤回した松岡の英断の記録として公園内に顕彰碑が建てられています。



（顕彰碑 蓮華寺池公園内）

■文献の中の蓮華寺池

江戸時代の有名な浮世絵画家であり、また日本で最初に銅版画の制作に成功した司馬江漢（しばこうかん）は1788年に江戸から九州を経て再び江戸に戻るという旅をしましたが、その時の様子を記した書物「江漢西遊日記」に蓮華寺池に立ち寄ったことが記載されています。

江漢は白子町の造り酒屋の大塚家に滞在し、もてなし



（蓮の花 蓮華寺池）

を受けましたが、ある日、蓮華寺池の堤に上って酒、茶、菓子等を取り寄せ楽しんだとしています。堤とは、水をせき止めるために築いた堤防のことと思われますので、池の東側から池の奥を眺め景色を楽しんだのでしょう。今も昔も蓮華寺池は行楽の地であることに変わりがないようです。

■蓮華寺池砲術訓練

蓮華寺池のほとりでは田中藩による砲術の訓練や大砲の試射が行われました。

背景には、19世紀、日本近海にたびたび現れる異国船の存在があり、国内にはそれらに武力で対抗しようとする攘夷(じょうい)論が叫ばれるようになりました。幕府は諸藩に軍備を整えるよう指令を出し、このあたりを治めていた田中藩では、鎧(よろい)兜(かぶと)を整え直すとともに鉄砲や大筒(おおづつ)を多数用意して、軍備の拡充と近代化に努めました。

田中藩は装備を整える一方で、砲術の実践力を養うために、鉄砲や大筒の試射を蓮華寺池や瀬戸川の河原などで行いました。

記録には、約13kgの弾丸を発射できる大筒1門と約1.1kgの弾丸を発射できる野戦砲2門を、前述の蓮花寺の境内から池を越えて発射し、山に設置した標的に見事3発とも命中させたとあり、砲術技術の高さがうかがえます。このような訓練が蓮華寺池において5～6回ほど行われ、池の付近から訓練時に用いた砲弾が発見されています。



(直径約12cm 重さ約4.5kg)

■公園施設として

昭和40年代の半ばになると、高度経済成長のもたらす好景気の影響により、藤枝市にも工場進出や宅地造成の波が押し寄せ、蓮華寺池の周辺においても開発の話がさ

さやかれるようになりました。こうした開発から池やまわりの山々の自然を守るため、昭和48年8月、市は蓮華寺池とその周りの山々約28haを総合公園、蓮華寺池公園として計画決定しました。これにより、池は灌漑施設とともに、公園施設としての顔をもつこととなりました。その後、水を供給すべき農地は減少し、灌漑施設としての役目はほとんどなくなりましたが、公園の一部として人々に憩いと賑わいを提供するという機能はますます重要視されるようになりました。もし池が公園に指定されていなければ、その後押し寄せる土地高騰のあおりを受け、周辺を含め現在の姿を留めることはなかったでしょう。

■次代へ繋げる

400年前の工事は大変なものであり、またその後の水の管理や池の存続を巡り、人々は幾度となく対立と和解を繰り返してきました。池には水だけでなく、こうした先人の思いが湛えられています。

この貴重な財産を守り、未来へと引き継ぎ育てていくために、市では400年の節目に、次の一步を踏み出すべく公園の整備に取り組みます。現在、さらなる集客と周辺地域への回遊の拠点としての機能を向上させるため、蓮華寺池公園と隣接する藤枝西高校跡地を一体的に整備する計画を進めているところです。

また本年は普請400年記念行事として、郷土博物館の蓮華寺池に関する企画展や、市民参加による音楽イベントなど、他にも様々な関連企画を計画しておりますので、ぜひおいでください。

今後も蓮華寺池公園が藤枝の元気発信基地であり続けられるよう管理・整備を続けてまいります。

(藤枝市産業振興部 花と緑の課)



税制改正のあらまし



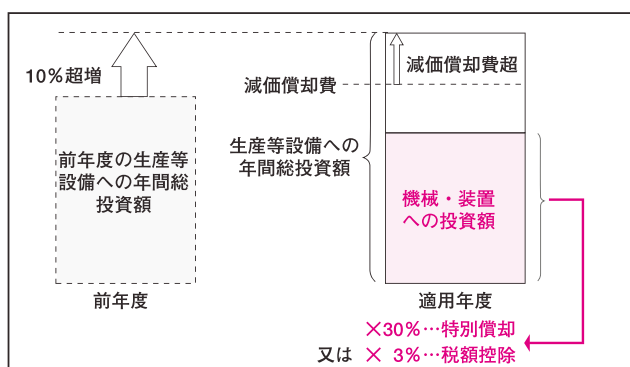
法人会キャラクター けんた

1 法人税関係

(1) 生産等設備投資促進税制の創設

適用事業年度終了の日に保有している国内の生産等設備の取得価額の合計が、次の①及び②の要件を満たした場合、新たに取得等をした機械・装置について、取得価額の30%の特別償却または取得価額の3%の税額控除（ただし控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が減価償却費を超えた場合
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前年度と比較して10%超増加した場合



適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度に取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備について適用されます。

(2) 環境関連投資促進税制の拡充・延長

エネルギー環境負荷低減推進設備を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除制度について、即時償却の対象資産（太陽光・風力発電設備）に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）が加えられます。

適用時期

平成27年3月31日まで適用されます。

※エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の30%の特別償却は平成28年3月31日まで延長されます。

(3) 研究開発税制の拡充

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除について、2年間の時限措置として控除税額の上限が法人税額の30%（現行20%）に引き上げられるとともに、特別試験研究費の範囲に一定の共同研究が加えられます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

(4) 所得拡大促進税制の創設

国内の雇用者への給与を5%以上増やして支給した場合には、その給与支給増加額の10%を税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）できることとされます（下記（5）の雇用促進税制とは選択適用）。

適用時期

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に支給する給与等について適用されます。

(5) 雇用促進税制の拡充

雇用者数が増加した場合の法人税額の特別控除制度について、税額控除限度額が当期中に増加した雇用者1人当たり40万円（現行20万円）に引き上げられるほか、適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置が講じられます（上記（4）の所得拡大促進税制とは選択適用）。

適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

(6) 中小企業の経営改善に向けた設備投資を促進するための税制措置の創設

経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品及び建物附属設備を取得等して指定事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却または取得価額の7%の税額控除（ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を限度）のうちいずれかを選択適用できます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、指導・助言を受けて行う店舗改修等に伴う器具備品及び建物附属設備の取得等について適用されます。

(7) 中小企業の交際費課税の特例の拡充

中小企業の交際費課税の特例について、定額控除限度額が800万円（現行600万円）に引き上げられるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（現行10%）が廃止されます（800万円以下の交際費が全額損金算入可）。

適用時期

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

2 所得税関係

(1) 所得税の最高税率の見直し

現行の税率構造に加え、課税所得4,000万円超について45%の税率が設けられます。

適用時期

平成27年分以後の所得税について適用されます。

(2) 金融所得課税の一体化の拡充

金融所得課税の一体化を進める観点から、公社債等及び株式等に係る所得に対する課税が、次の通り見直されます。

① 公社債等の利子所得等及び譲渡所得等の課税方式の見直し

所得	公社債等の種類	現行	改正案
利子所得等	特定公社債等	源泉分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
	一般公社債等	源泉分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)	変更なし*
譲渡所得等	特定公社債等	非課税	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)
	一般公社債等	非課税	申告分離課税 20% (所得税15%、住民税5%)

※ただし、同族会社が発行した社債の利子で役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象とされます。

(注1)「特定公社債」とは、次の公社債その他一定のもの（いわゆる金融債で預金保険の対象となっているものを除く。）をいいます。

- イ 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ロ 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く。）
- ハ 公募公社債、上場公社債
- ニ 発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債

(注2)「特定公社債等」とは、特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のものをいいます。

(注3)「一般公社債等」とは特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のものをいいます。

適用時期

平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等、同日以後譲渡した場合の譲渡所得等について適用されます。

② 上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の対象範囲の拡充

- イ 損益通算の特例の対象に特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等が加えられます。
- ロ 平成28年1月1日以後に特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算しても控除しきれない金額は、翌年以後3年にわたり、繰越控除が可能となります。

適用時期

平成28年分以後の所得税について適用されます。

③ 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組

上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等が別々の分離課税制度とされ、イ 特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、ロ 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組されます。

適用時期

平成28年1月1日以後の株式等の譲渡について適用されます。

(3) 日本版ISAの拡充

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が拡充されます。具体的には次の通りです。

< 非課税対象 > 非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益

< 非課税投資額 > 毎年、①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）

< 非課税投資総額 > 最大500万円（100万円×5年間）

< 口座開設期間 > 平成26年から平成35年までの10年間（毎年新たな口座開設は不要）

< 保有期間 > 最長5年間、途中売却は自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）

※上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る10%軽減税率（所得税7%、住民税3%）は平成25年12月31日をもって廃止されます。

(4) 住宅取得に係る措置

① 住宅ローン減税の拡充・延長

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、各年の控除限度額及び控除期間の最大控除額が次の通り拡充されます。

《一般の住宅》

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
平成26年4月～平成29年12月	4,000万円 (2,000万円)	1.0%	40万円	400万円

《認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅》

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
平成26年1月～3月	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
平成26年4月～平成29年12月	5,000万円 (3,000万円)	1.0%	50万円	500万円

(注) カッコ内の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%ではない場合の金額です。

② 自己資金で住宅の取得をした場合の特例措置の拡充・延長

認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、対象住宅、控除対象限度額及び控除限度額が次の通り拡充されます。

《認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅》

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
平成26年1月～3月	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
平成26年4月～平成29年12月	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円 (500万円)	10%	65万円 (50万円)

(注) カッコ内の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%ではない場合の金額です。

③ 自己資金で省エネ、バリアフリー、耐震に係るリフォームをした場合の減税措置の拡充・延長

既存住宅に係る特定の改修工事をした場合や耐震改修をした場合の所得税額の特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで延長されるとともに、改修工事限度額及び控除限度額が次の通り拡充されます。

	居住年	改修工事 限度額	控除率	控除限度額
省エネ 改修工事	平成25年1月～ 平成26年3月	200万円 ＊300万円	10％	20万円 ＊30万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	250万円 ＊350万円 (200万円)	10％	25万円 ＊35万円 (20万円)
バリアフリー 改修工事	平成25年1月～ 平成26年3月	150万円	10％	15万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	200万円 (150万円)	10％	20万円 (15万円)
耐震 改修工事	平成26年1月～ 3月	200万円	10％	20万円
	平成26年4月～ 平成29年12月	250万円 (200万円)	10％	25万円 (20万円)

(注1) ＊の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額です。

(注2) カッコ内の金額は、工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％ではない場合の金額です。

④ 個人住民税における住宅ローン控除制度の改正

平成26年分以後の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税額から控除しきれなかった額を、以下の範囲内で翌年度分の個人住民税から控除することとされます。

居住年	控除限度額
平成26年1月～3月	所得税の課税総所得金額等×5％ (最高9.75万円)
平成26年4月～平成29年12月	所得税の課税総所得金額等×7％ (最高13.65万円)

(注) 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8％又は10％である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は所得税の課税総所得金額等×5％(最高9.75万円)となります。

3 資産税関係

(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し

① 相続税の基礎控除の引き下げ

現 行	改正案
5,000万円＋ 1,000万円×法定相続人数	3,000万円＋ 600万円×法定相続人数

② 相続税の税率構造の見直し

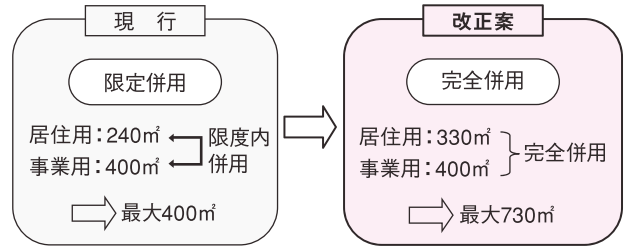
現 行		改正案	
法定相続分相当額	税率	法定相続分相当額	税率
1,000万円以下の部分	10％	1,000万円以下の部分	10％
3,000万円以下	15％	3,000万円以下	15％
5,000万円以下	20％	5,000万円以下	20％
1億円以下	30％	1億円以下	30％
3億円以下	40％	2億円以下	40％
		3億円以下	45％
3億円超	50％	6億円以下	50％
		6億円超	55％

適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

- ① 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積が330㎡(現行240㎡)までの部分に拡充されます。
- ② 現行、限定的に併用が認められている特定居住用宅地等と特定事業用宅地等について、完全併用が可能とされます(貸付事業用宅地等は除く)。



適用時期

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

(3) 贈与税の税率構造の見直し

最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造が緩和されます。

基礎控除後の課税価格	税 率		
	現行	改正案	
		①一般の贈与 (②以外)	②直系尊属から 20歳以上の 者への贈与
200万円以下の部分	10％	10％	10％
300万円以下	15％	15％	15％
400万円以下	20％	20％	
600万円以下	30％	30％	20％
1,000万円以下	40％	40％	30％
1,500万円以下	50％	45％	40％
3,000万円以下		50％	45％
4,500万円以下		55％	50％
4,500万円超			55％

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(4) 相続時精算課税制度の適用要件の見直し

相続時精算課税制度の対象者が次の通り見直されます。

	現 行	改正案
受贈者	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者	65歳以上の者	60歳以上の者

適用時期

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

(5) 事業承継税制の抜本的な見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用要件の緩和、利子税等の負担の軽減、手続きの簡素化等の見直しが行われます。

<要件の緩和>

- ① **雇用確保要件の緩和**
雇用確保要件が「5年平均で8割以上の雇用確保」（現行「毎年8割以上の雇用確保」）に緩和されます。
- ② **後継者の親族間承継要件の廃止**
親族外の後継者への相続若しくは遺贈又は贈与の場合であっても、相続税・贈与税の納税猶予の適用対象とされます。
- ③ **先代経営者の役員退任要件（贈与税）の緩和**
先代経営者（贈与者）は、贈与時に代表者を退任すれば、贈与後に引き続き役員であっても贈与税の納税猶予の適用対象とされます。

<負担の軽減>

- ① **利子税の負担軽減**
・納税猶予期間に係る利子税率が0.9%（現行2.1%）に引き下げられます。
・納税猶予期間が5年を超える場合には、事業承継期間（5年間）の利子税が免除されます。
- ② **猶予税額の再計算の特例の創設**
民事再生計画等に基づき事業を再出発させる場合には、猶予税額を再計算し、税額が一部免除されます。
- ③ **納税猶予額の計算方法の見直し**
先代経営者の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する際には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとなり、猶予される税額がより多くなります。

<手続の簡素化>

- ① **事前確認制度の廃止**
相続又は贈与前の経済産業大臣による事前確認が不要となります。
- ② **提出書類の簡略化**
相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類が大幅に減量されます。
- ③ **その他の使い勝手を向上させるための措置**
・株券不発行会社への適用拡大
株券を発行しなくても、担保提供が可能となります。
・猶予税額に対する延納・物納の適用
雇用確保要件が満たされないため、経済産業大臣の認定が取り消された場合における納付すべき猶予税額については、延納又は物納の適用が可能となります。

適用時期

所要の経過措置が講じられた上、平成27年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。

(6) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

受贈者（30歳未満の子又は孫などの直系卑属）の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を拠出した場合、受贈者1人につき1,500万円（学校以外に支払われる金銭は500万円を限度）までの金額に相当する部分の価額については贈与税が課されないこととされます。

適用時期

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出される金銭等について適用されます。

4 その他

(1) 延滞税の割合の見直し

延滞税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、次の区分に応じた割合とされます。

- ① 年14.6%の延滞税⇒特例基準割合+7.3%
- ② 年7.3%の延滞税⇒特例基準割合+1%（7.3%を超える場合は7.3%）

(2) 利子税の割合の見直し

利子税の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、次の区分に応じた割合とされます。

- ① ②以外の利子税⇒特例基準割合
- ② 相続税及び贈与税に係る利子税（年7.3%のものを除く）

$$\rightarrow \text{利子税の割合（本則）} \times \frac{\text{特例基準割合}}{7.3\%}$$

(3) 還付加算金の割合の見直し

還付加算金の割合は、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その特例基準割合とされます。

（注）「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

適用時期

平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用されます。

*本内容は、平成25年1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。

総 論

昨年12月の衆議院議員選挙において、政権交代が行われ、安倍内閣が発足しました。「何も決められない政治」からの脱却。高い支持率を背景に矢継ぎ早に政策を実施し、「アベノミクス」が円安・株高を誘発、日本全体が自信を取り戻しつつあります。景気回復・デフレ脱却は新政権に対する第一の期待であり、株高はもちろん歓迎すべきことなのですが、その恩恵で高額商品が売れ始めたとか、百貨店の業績が好調などとのマスコミ報道を耳にすると、「もう少し冷静に！」との思いがします。今の景気回復が、単に来年4月の消費税率引き上げへの環境作りであり、給与水準上昇がないままのインフレターゲット2%では、私たちの生活は今より更に厳しいものになってしまいます。本当に実体の伴う景気回復が進み、デフレ脱却となったか判断できるのはもう少し先になり、専門家の先生方によっても意見が異なると思いますが、行財政改革は総じて国民の願いであり、それなくして消費税率引き上げは論外であることを、今一度政治家の皆さんは肝に銘じて欲しいものです。

「TPP参加」でも「普天間基地問題」でも、各自の立ち位置によって利害は相反し、そこから導き出される結論は当然違ってきます。ただし「日本の将来のため…」とか「民主主義や政党政治を守るため…」とか熱弁をふるう政治家の皆さんこそが、私利私欲・党利党略のためだけに、政治判断しないよう望みます。また、その政治をチェックすべきマスコミ報道において、スポンサーや世論を意識した、腰の引けた報道姿勢が見え隠れします。自分たちの影響力をよく自覚して、より公平な報道をお願いしたいと思います。早咲き満開の「さくら」ばかり報道しないで、東北被災地の現状や、原発事故の検証の報道にもっと力を入れて欲しいものです。

今年4月より、私も藤枝法人会は公益社団法人に移行しました。今回の税制改正要望は、もちろん法人会会員に軸足を置くものの、我田引水の他の圧力団体とは異なり、邦人（日本人）全体のための「法人会」税制改正要望に取りまとめたつもりです。税制はあくまでも、「公平・中立・簡素」が原則であります。

今後、日本経済が本当に活力を取り戻し、努力した者が報われる社会、また、善良な中小企業が経営を維持するための税制を目指し、平成26年度税制改正に関する提言をまとめました。

25.4.19

法人税関係

基本事項

1. 法人税率の引下げ

平成23年度税制改正で4.5%引き下げられ25.5%となったが、復興特別法人税が加算されるため重税感是不変わる。地方税等を含めた実効税率は38%と依然アジア諸国（30%程度）に比べて高水準にある。震災後の日本経済の活性化や企業の国際競争力強化のためにも、更なる法人税率引き下げを要望する。

2. 中小企業軽減税率の引下げ

平成23年度税制改正で法人税の軽減税率が18%から15%に引き下げられたが、担税力を勘案すれば、更なる引き下げが急務である。また適用課税所得金額を800万円から1,500万円程度に引き上げる。

個別事項

1. 地震引当金の創設について

今回の大震災においても明らかのように、企業活動の安定的継続を確保する為にも、企業レベルに応じた引当金制度の創設は急務である。

また、安全対策に要した費用は、一括償却できる等税制上の優遇措置の導入を検討する。

2. 寄付金の損金不算入制度について

国、地方公共団体及び指定寄付金以外の寄付金については、損金算入限度額を超える金額は損金算入が認められていない。企業の社会貢献活動を活性化させる観点からも、公共的な団体に対する寄付金は金額に関係なく全額損金算入できるよう制度の見直しを求める。

3. 交際費の損金不算入について

交際費は企業の営業推進上必要不可欠なものであり、昨今の企業環境において、冗長な交際費の濫用は起こりえない。25年度税制改正により定額控除限度額の拡充、損金不算入措置10%課税は撤廃されたが、冠婚葬祭など社会通念上妥当なものは、即時全額経費計上できるものとする。なお少額の飲食費の限度額を5千円から1万円程度に引き上げる。

4. 修繕費と資本的支出について

原状回復かどうか明らかな場合の修繕費については、法人税法基本通達において60万円まで等は損金処理が認められているが、価値の増加や耐用年数が延びることとなる修繕については、資本的支出として資産計上することとなっている。しかし、通常の修繕を行った場合にも、使用部材の高性能化や昨今の修繕技術の進歩において少なからず価値の増加や耐用年数が延びることとなり、また費用も高額化しているため、明らかに資産価値を増加させるもの以外については、修繕費としての損金処理を認めるか金額基準を増額させることとする。

所得 税 関 係

基本事項

1. 課税最低限の引き下げ

税の公平性の観点から、課税最低限の引下げを実施し、国民に広く公平に負担させ、低所得者に対しては手当など社会保障制度で救済すべきと考える。

2. 年金課税制度について

高齢化社会に向けて、年金課税や医療費負担など、高齢者への負担増が目立っている。

現在の年金課税制度は65歳という年齢枠で公的年金控除額がそれぞれ決められているが、公的年金以外の所得について重視し応分の負担を求め、特に少額の公的年金については控除額を拡大すべきである。

個別事項

1. 証券税制の見直し

現状、上場株式等の配当に対して軽減税率10.147%を適用、26年1月より、20.42%に戻されるが、最高税率45%の創設など勘案すれば、高額配当所得者の税率は低すぎる。少額配当に関する日本版ISAは評価できるが、そもそも配当金に対する課税は総合課税にすべきである。

相 続 税 関 係

基本事項

1. 相続税の基礎控除について

平成25年度税制改正において、相続税の基礎控除が大幅に引き下げられたが、納税資金確保の観点からも、引き続き、従前の法定相続人全てに非課税枠を戻すとともに、納税弱者に対して、当面の生活資金等のため、非課税限度額の増額を目指すべきであり、保険金・死亡退職金の法定相続人の要件限定は認めがたい。

個別事項

1. 相続開始後に発生する費用控除について

相続に際し発生する遺言執行費用・税理士費用・弁護士費用などは、相続財産から控除できない。相続財産への課税は、これら相続に付随する費用を控除した後に行われるものである。

消 費 税 関 係

基本事項

1. 消費税の税率アップについて

社会保障と税の一体改革の中で、消費税増税が既成事実となっている。現政権は消費税増税のための環境作り、特に経済成長率の達成に躍起であるが、行財政改革の議論が遅れている。国民に負担増を強いるなら、先ずは目に見える、納得のいく形で行財政改革を進める姿勢を見せるべきである。

個別事項

1. インボイス方式について

税率が5%から8%、10%にアップされていく中、消費税制度の公平性、信頼性、透明性の向上が求められる。その中で、消費税導入当初から検討されていたインボイス方式への切り替えを議論すべきと考える。現在検討中の共通番号制度（マイナンバー制度）の導入により、インボイス方式がより導入しやすくなる。

2. 低所得者対策について

消費税率のアップに伴い、低所得者対策についての議論がある。「給付付き税額控除」や「複数税率の採用」などの方策の中で、十分時間をかけ議論し、より現実的で公平な方策を採用するよう求めている。

印 紙 税 関 係

個別事項

1. 印紙税について

ネット取引・電子商取引や海外での契約書の調印が活発化している昨今、国内取引かつ紙面である文書のみに課税する印紙税は、取引慣行の変化に乗り遅れた不公平税制である。26年度より、一部課税引き下げが実施されるが、企業間取引を阻害する印紙税法そのものを廃止すべきである。

地 方 税 関 係

個別事項

1. 事業税・住民税の納付について

二つ以上の地方自治体に事業所や事務所を有する法人は、それぞれの自治体に事業税や住民税を納付している。それぞれの自治体に納付するか、本店所在地で一括納付するか選択できる制度を確立する。

2. 住民税の納付について

住民税を国税の付加税として、申告・納税手続きを一本化し、徴税の効率化とコスト削減を図る。

固定資産税について

個別事項

1. 建物の固定資産税評価について

建物の固定資産税評価額は再建築価格方式によって決められている。土地評価額は3年毎見直しをしているのだから、建物の評価額も経過年数に応じた評価方式に改めるべきである。

環 境 税 について

個別事項

1. 地球温暖化対策のための税

現在導入を検討している温暖化対策税は、CO₂の排出抑制の効果は極めて限定的であると思われる反面、経済への影響は大きいものと考えられる。導入に際しては、十分慎重に議論すべきであり、免税や負担軽減措置など同時に実施すべきである。

そ の 他

1. 電子申告・電子納付（e-Tax）について

法人にも税務上の特典をつけて、より魅力的な制度とし、早期普及を図るべきである。

また、一層の利用促進を図るためにも、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度を創設し、電子納付の定着を図るべきである。

2. 共通番号制度について

共通番号導入に際しては、個人情報の一元化が進められるため、情報管理の厳正化と使用目的の明確化が最重要課題である。厳正化の方策を十分議論した上で、行政による使用目的を明確にする事が導入議論への第一歩と考える。導入のメリット・デメリットを十分議論した上で、共通番号制度の導入をすすめるべきである。

静岡県
からもり
森林づくり県民税のお知らせ

- 静岡県は、荒廃した森林を再生し、土砂災害の防止や水源のかん養などの「森の力」を回復させる「森の力再生事業」の財源として、「森林づくり県民税」を平成18年度から導入しています。
- 「森の力再生事業」は県内の荒廃森林を10年間で整備する計画ですが、「森林づくり県民税」は事業の評価等を踏まえ、5年目に見直すこととしていました。
- このため、平成22年度に検討を行い、税額は変更せずに課税期間を5年間延長して、平成27年度まで負担をお願いすることとしました。
- 荒廃森林を再生し、森の恵みを次世代に継承するため、引続き皆様の御理解をお願いします。

もり
森林づくり県民税は、次のとおり県民税均等割に加算されます。

個人 年額400円

1月1日現在で

- 県内に住所がある方
- 県内に事務所、家屋敷などがある方で、それらが所在する市町内に住所がない方
- *平成27年度まで適用されます
- *所得が一定の基準以下で、県民税均等割が課税されていない方は、非課税です
- *県民税均等割1,400円のうち400円が森林づくり県民税です

法人 均等割額の5%

■県内に事業所などを持っている法人等

資本等の金額	年税額
50億円超	40,000円
10億円超、50億円以下	27,000円
1億円超、10億円以下	6,500円
1千万円超、1億円以下	2,500円
1千万円以下	1,000円

*平成28年3月31日までに開始する事業年度まで適用されます

実施期間

平成18年度分から平成27年度分までの10年間

使いみち

- 森林が持つ「森の力」を発揮させるため、緊急に対策が必要な荒廃した森林を対象に間伐を行う「森の力再生事業」に使っています。
- 平成18～23年度の6年間で約7,600ヘクタール（浜名湖の1.2倍）の森林を整備しました。
- 整備した森林は、下草が地表を覆い、樹木の種類が増え、着実に「森の力」が回復しています。
- 今後3年間の整備計画と合わせ、10年間で12,300ヘクタールの荒廃森林を再生します。

整備後3年目の森林（「森の力」が回復しています。）

もり
森林づくり県民税に関するお問い合わせ

■税の仕組みに関すること

静岡県経営管理部税務課
電話：054-221-2337 FAX：054-221-3361
E-mail：zeimu@pref.shizuoka.lg.jp
HP：http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-140/moridukuri.html

■使いみちに関すること

静岡県交通基盤部森林計画課
電話：054-221-2613 FAX：054-221-2829
E-mail：shinrinkeikaku@pref.shizuoka.lg.jp
HP：http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-710/mirai/mirai-index.html

消費税法改正のお知らせ

平成 25 年 3 月
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障 4 経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障 4 経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり 2 段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25 / 100)	1.7% (消費税額の 17 / 63)	2.2% (消費税額の 22 / 78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成 9 年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記 URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の法人（新規設立法人）のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

（注）「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

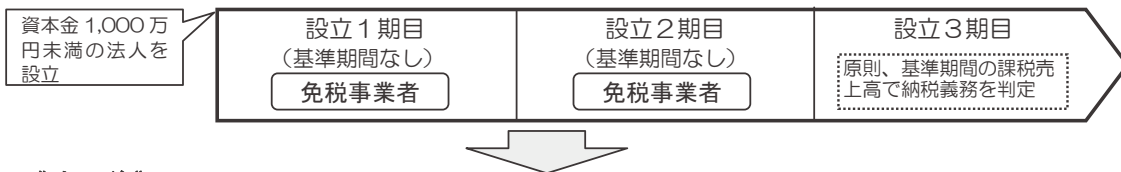
①	その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の 50% 超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。
②	上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が 5 億円を超えていること。

○ 適用開始時期

平成 26 年 4 月 1 日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

《改正前》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の法人は、当該基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務が免除される。

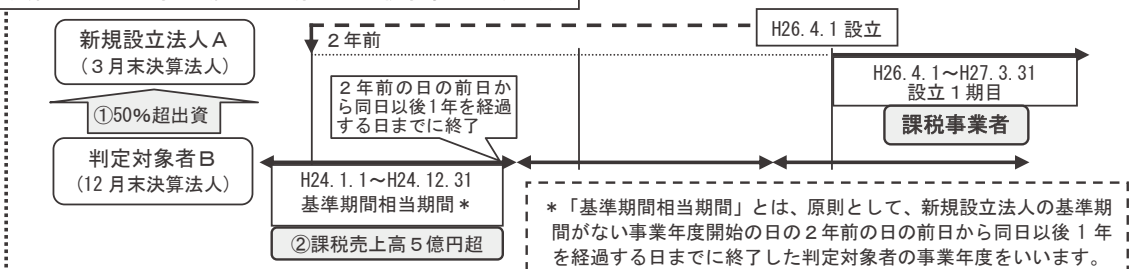


《改正後》

その基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円未満の法人であっても、上記①、②のいずれにも該当する場合には、当該基準期間がない事業年度（課税期間）の納税義務は免除されない。



具体的な適用事例（設立 1 期目の納税義務の判定例）



A は、①基準期間がない事業年度開始の日（平成 26 年 4 月 1 日）において、B により株式等の 50% 超を保有されており、かつ、②基準期間相当期間（*）における課税売上高が 5 億円を超えているため、当該基準期間がない事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の納税義務は免除されません。

（注）基準期間がない事業年度（設立 1 期目、2 期目）について、それぞれ納税義務を判定する必要があります。

留意事項

- 本特例が適用される特定新規設立法人に該当することとなった場合には、その旨を記載した届出書を速やかに納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

4 任意の中間申告制度の創設

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意に中間申告書（年1回）を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^{（注1）}から、自主的に中間申告・納付^{（注2）}することができることとされました。

（注1）「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

（注2）中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

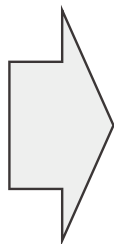
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

《改正前》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	中間申告 義務なし



《改正後》

直前の課税期間の 確定消費税額	中 間 申 告 回 数
4,800万円超	年11回
400万円超	年3回
48万円超	年1回
48万円以下	任意の中間申告 (年1回)が可能

留 意 事 項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者（中間申告義務のある事業者）が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません（中間納付することができないこととなります。）。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主 な 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容	
① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの	
② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの	
③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等	
④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け	
⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。	
⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	
⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの	
⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売	
⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

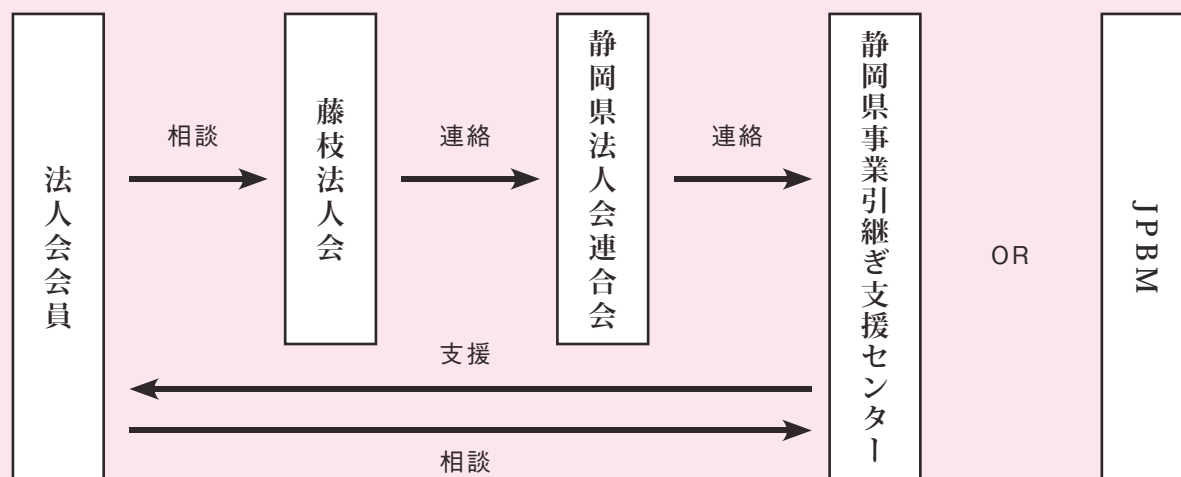
新しい「会員支援事業」の取り組みのお知らせ
企業・事業の承継についてお悩みはありませんか？

『事業承継支援制度』

1. 提携先専門機関は次の機関からお選びいただけます。
 - (1) 静岡県事業引継支援センター
 - (2) 一般社団法人日本中小企業経営支援専門家協会（JPBM）

※サービス利用状況によりコンサルティング手数料がかかります

2. 同制度の仕組みについて



「後継者がいない」「事業の引継ぎに不安がある」
「自社を他の企業に譲渡したい」
こんな相談をしたいがどうしたらいいか？

是非、お気軽に藤枝法人会までお電話下さい。
専門機関をご紹介します。

法人会事務局 TEL 643-8410

法人会活動

平成25年2月6日～平成25年4月27日

放送局

このマークは当会のホームページ内の「e 講演放送局」にて公開中のものです。

藤枝法人会 e 講演放送局

検索

ユーザー名:koen パスワード:hoso (パスワードは****と表示されます。)

本 会

4月16日 新入及び社員研修講座

第1講座「社員の心得」 講 師 / (株)フィールドデザイン 代表取締役 中山佳子 氏
第2講座「社会人と税」 講 師 / 藤枝税務署 法人課税第一部門統括官 中川雅彦 氏
会 場 / 焼津市文化センター

放送局



女性部会

4月27日 社会貢献事業「藤まつりにて税のPR活動」

会 場 / 藤枝蓮華寺池公園

